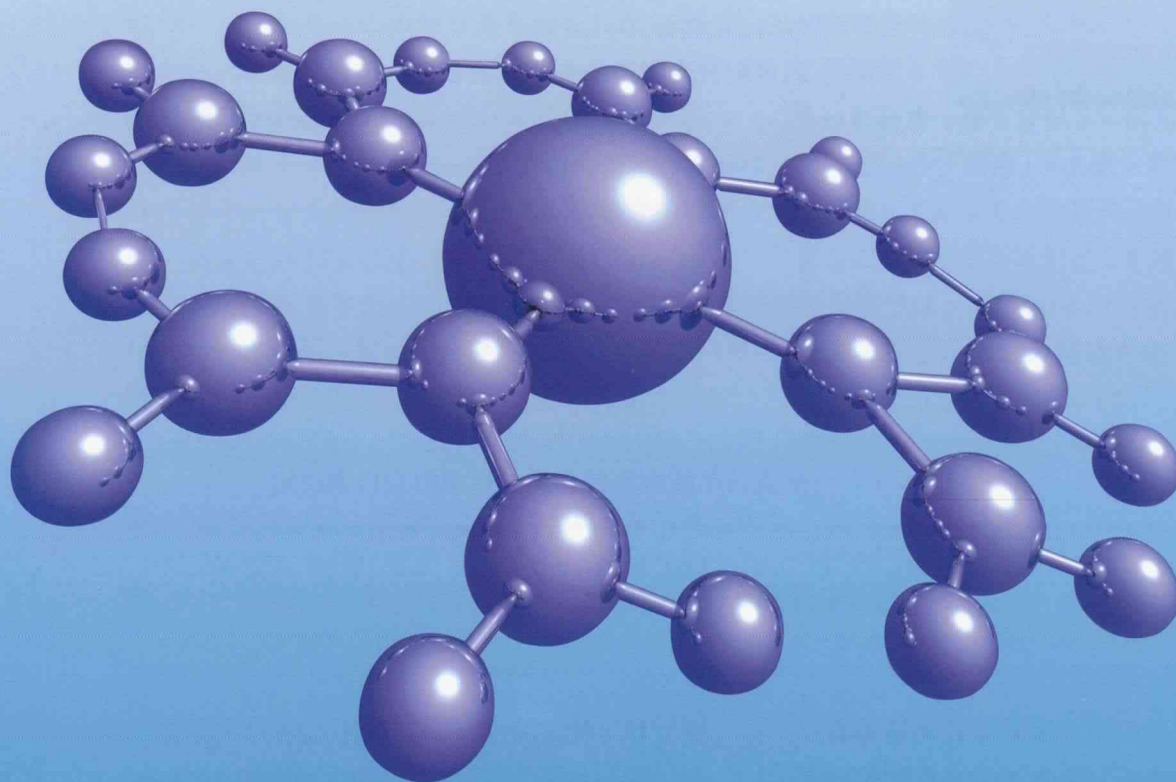


自治研 麻 かながわ

2005
10

No.90

(通算154号)



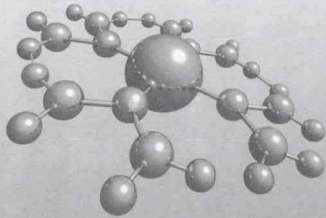
- ◆ 地方自治の憲法改正は必要か
- ◆ 21世紀社会経済の主要課題と自治体再構築
- ◆ 藤沢市の福祉行政の現状と課題について

社団法人 神奈川県地方自治研究センター



自治研 かながわ

2005
10
No.90
(通算164号)



◆地方自治の憲法改正は必要か
◆21世紀社会経済の主要課題と自治体再構築
◆藤沢市の福祉行政の現状と課題について

社団法人 神奈川県地方自治研究センター



もくじ***CONTENTS

第41回地方自治研究神奈川集会

地方自治の憲法改正は必要か

横浜地方自治研究センター理事長 鳴海 正泰

- I. 憲法第8章地方自治の概要1
- II. 憲法第8章地方自治の成立過程2
- III. 運動化と制度化の連携による独自政策の展開過程
—法令の空白・不備・低水準を超えて—7
- IV. いま第8章を改正する必要があるか9

2005年度地方分権システム研究会

21世紀社会経済の主要課題と自治体再構築

神奈川大学名誉教授 清水 嘉治

- I. 21世紀社会経済の主要課題11
- II. 自治体の再構築の基本を考える13

2005年度県内自治研センター交流会

藤沢市の福祉行政の現状と課題について14

藤沢市福祉健康部福祉推進課 課長補佐 小野 秀樹

平成17年度市町村普通交付税の交付額決定

～神奈川県分の解説～17

Topics・トピックス・とびっくす18

地方自治の憲法改正は必要か

横浜地方自治研究センター理事長 鳴海 正泰



現在、憲法改正が大きな政治課題となっている。憲法改正の最大の問題は、憲法第9条についてであり、この第9条を改正したいがために、戦後60年たって国際情勢も変わってきたのだから改正してもいいのではないかという世論操作が行われていると思われる。

そして、どうせ改憲するならば、環境・人権・福祉の権利などを、もっと憲法に追加したいという意見が出ている。世論調査によると、憲法改正の方向に賛成している人が60%、反対が20%であり、全体の雰囲気は賛成の方

向に流れているといえる。しかし、第9条の改正については、賛成が30%、反対の国民が40%と多い。

憲法第8章の「地方自治」の条項についても、もっと自治や地方分権を強調した条文に改正したいという「創憲」「立憲」の意見も出ているが、果して第9条の改悪の流れのなかで、いま書き直す必要があるがどうか問題である。

本稿では、戦後60年の自治体改革の歴史と私の革新自治体での経験を踏まえて、憲法第8章「地方自治」について検討したい。

I 憲法第8章地方自治の概要

憲法第8章の内容をみると、第92条では「地方自治の本旨」という言葉をどう考えるか、第93条では「住民の直接選挙」、第94条では「法律の範囲内で条例を制定する」、第95条では「住民の投票」がそれぞれ条文のキーワードである。

憲法では地方自治に関する条項はわずか4箇条のみであって、地方自治の大きな枠組みしか書かれていない。実際の地方自治の運営については、地方自治法がその他の関連する個別法が事細かく定めており、その枠のなかで地方自治の制度がつくられてきた。

憲法調査会では第8章の地方自治についても議論がされ、さまざまな意見が出されている。例えば、第92条に国と地方の役割分担を憲法に明記すべきである、また地方分権の必要性を書くべきであるというような意見が出された。しかし、一方で地方分権について強調することは国土の均衡した発展に阻害となるため必要ないという意見もあった。また、衆議院では道州制について言及すべきであるという意見もあった。しかし、全体的な論議からすると、第9条の戦争の放棄と安全保障

憲法第8章 地方自治

- 第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治地の本旨に基づいて法律でこれを定める。
- 第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。(2)地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員はその地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
- 第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
- 第95条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ国会は、これを制定することができない。

の問題が中心であり、第8章の地方自治については、十分な議論がされたとはいえない。こうした憲法第8章地方自治のあり方を考

えるには、新憲法の成立過程のなかで、第8章がどのように取り扱われてきたかを見る必要がある。

II 憲法第8章地方自治の成立過程

1、条例制定権について

第2次世界大戦において敗戦した昭和20年10月に、占領軍総司令部のGHQは日本政府に明治憲法を廃止し、新憲法を作成するように要求した。日本政府は同年11月に佐々木惣一という憲法学者に依頼し、憲法草案を作らせた。この草案には、第7章に地方自治という条項があった。しかし、その内容は地方自治は国家が必要と認めたときに法律でこれを定めるとされていた。つまり、国が地方自治を必要としなければ地方制度はいらないということである。また、首長や議員は直接選挙ではなく選任とされており、現在の地方自治とはほど遠い内容であった。佐々木惣一草案以外にも、当時さまざまな新憲法に関する提案

がされているが、どれ一つとして地方自治については触れられているものはなかった。

昭和21年1月に日本政府は憲法調査会を設け、松本蒸治草案を政府草案としてGHQに提出した。しかし、松本草案にも地方自治についてはなんら触れられていなかった。

GHQは松本草案に対して、「重要な点が欠けており、地方自治については触れられていない、公共団体の住民にその地方の政治問題に参加する道を開くいかなる保障もない」と批判し、政府に書き直すよう指示した。

しかし、日本政府が憲法に地方自治について触れることを渋ったため、GHQは2月にGHQ草案を日本政府に提示することとした。

2 地方自治の憲法改正は必要か

その地方自治についての条文は現在の第8章とほぼ同じであるが、決定的に異なる点があった。

それは、現行第94条に書かれている「法律の範囲内で条例を制定できる」という条文が、GHQ草案では自治体住民は「彼ら自身の憲章を制定する権利を奪われることなかるべし」という文章であった。この憲章(charter)制定権は、それぞれの自治体が自分たちの自治体のあり方を定める憲章を住民投票で決める権利であり、住民自治を保障する条項を提示したものである。

日本政府は、GHQのいう憲章制定権を憲法に入れると、中央の統制がとれなくなり国全体がばらばらになるため、なんとしても避

けなければならないと考えた。そこで、憲章という英語の「charter」を日本語で「条例」と訳し、「法律の範囲内で条例を制定することができる」とし提出した。GHQのスタッフは日本語が得意でなかったためか、その解釈について、十分検討しないまま通過させてしまった。条例は英語では(規則・Regulation)であり、憲章とは大きな差である。当時のGHQ民生部のスタッフのなかに、日本政府のペテンと回想する人がいるくらいである。

もし現在の第94条が条例を制定する権利ではなく「憲章を制定する権利を奪われることなかるべし」となっていたならば、日本の戦後の地方自治のあり方に大きな違いがでてきたであろうと思われる。

2、地方公共団体の長・議員の住民による直接選挙

次に、第93条にある「議会の議員や首長は住民が直接これを選挙する」という内容について、当時の日本政府の内務省は強く抵抗した。住民が直接選挙をしたならば、共産主義の首長や議員が多くなり、国の統制が効かなくなる恐れがあるため、「直接」という文言を削除してくれるようGHQに懇願した。

直接をとって単に住民が「選挙」する、もしくは「選任」という言葉にし、直接選挙ではなく議会などで選出するなど、選挙方法は法律で別途に定めるように依頼した。しかし、GHQは地方自治は住民の直接参加が基本であり、間接選挙のようなものでは自治ではないと却下した。

そこで、次の手として内務省は市町村長は

直接選挙による選出でも仕方がないが、都道府県知事については直接選挙にすると国の地方に対する統制がとれなくなるので、直接選挙ではなくして欲しいと願いでた。しかし、これについてもGHQは自治体の長は住民の直接選挙にすべきであると認めなかった。

それでも懲りない内務省は、では都道府県知事も直接選挙で構わないが、知事の身分を地方公務員ではなく国家公務員にしてほしいと申し出た。このことから、当時の日本政府が都道府県をいかに国の下部機関として見ていたかということがわかる。GHQはこれについても却下したため、内務省は首長および議員を現行のようすべて住民の直接選挙とすることを受け入れざるをえなかったのである。

3、地方自治の本旨をめぐる学説の変遷

第92条の「地方自治の本旨」の条文は、GHQ草案にはなかったものだ。憲法が公布さ

れる3ヶ月前になって、日本政府が「地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」と

いう条項を急遽追加し、GHQもこれを認めた。追加した理由について、地方自治の本旨という抽象的な言葉を入れることによって、自治について様々な解釈ができる余地を持たせ、地方自治が国と対等な関係を意味しないようにしたのだという説もある。

このため、地方自治の本旨の解釈が分かれる。地方自治権の由来および本旨の解釈について、戦後さまざまな学者によって議論されてきた。ここでは、その主要な議論について紹介したい。

第一に、地方自治国家承認説である。これは、佐々木惣一という憲法学者によるもので、「その団体の作用はその団体なかりせば、国家の行うべき作用である。即ち自治団体は自己の名で国家的作用を行うために存するものである。故にかくの如き団体の作用は、国家の定めるものである。」と述べられている。つまり、国が行政をすべてやるのであれば、地方自治制度はいらないという理論なのである。第二は国家承認説と真っ向から対立する林田和博教授による自治自然権説と、佐藤功教授による地方自治社会権説があり、この2つを合わせて自治固有権説と呼んでいる。つまり、地方自治は国民の固有の権利であるという考えである。

自治自然権説は、「自治権は個人における基本権と同様に、人類の多年に亘る自由獲得の努力の成果として、現在および将来の国民に対して不可侵の権利として信託されたものである。」という説である。つまり、地方自治の権利は、国から承認されるものではなく、人類が長年戦ってきた自由獲得の成果なのであり、何人も侵すことのできない権利だとする。これはフランスのルソーの自然権の考え方であり、基本的人権と自治の権利は同様であるという考え方である。

地方自治社会権説は、「地方自治の本旨とは、将来もなお根強く残るであろうと予想される

官僚的中央集権主義への抗争を期待された概念であり、またその根拠を示したものである。」と説く。つまり、官僚的中央集権的な中央政府にたいして、地方自治はそれに対して常に抵抗することが求められている概念であり、地方自治体が国に抵抗する根拠となるものと位置づける。

1950年代にこの自治固有権説と自治国家承認説の論争が交わされた。この論争の中に田中二郎教授が間に割って入り、自治制度保障説を説いた。その内容は、「地方自治はわが国の統治構造の一つであって、地方自治がそれ自体絶対的価値をもつものではない。最初から国家の存在を予定している相対的観念であり、地方自治の本質は、その固有性にあるのではなく国家とともに相対的に発展する生成性にある」とした。

つまり、地方自治とは国家の承認によって発生するものでも、林田教授や佐藤教授の説のような固有の権利でもなく、国と地方が一体となって発展するという相対的な立場であるとしている。しかし、この田中説も国が地方自治という制度を補償し、国と地方自治体がパートナーであるという考え方で本質的には国家承認説に区分されるが、1950年代の議論は、田中二郎の自治制度保障説が学会の多数説として収まっていた。

1960年代に入ると、戦後の民主改革も後退し、地方自治法も改悪され、戦後の新しい中央集権体制が進んできた中で、再び地方自治の本質をめぐる議論が高まってきた。横浜国立大学の成田頼明教授が、改めて地方自治の本旨について田中の自治制度保障説を一步進めた形で定義し直した。

そこでは、「地方自治は国家と対立・緊張関係にたつものではなく、国家とともに国民の福祉向上のために国家の主権から発する公権力を国から独立して各地域において、国から侵されずに自己の責任の下に行使する一つの

「地方自治の本旨」をめぐる学説の変遷

1. 1950年代の理論対立

・自治国家承認説（佐々木惣一）

「その団体の作用はその団体なかりせば、国家の行うべき作用である。即ち自治団体は自己の名で国家的作用を行うために存するものである。故にかくの如き団体の作用は、国家の定めるものである。」

・自治制度保障説（田中二郎・成田頼明）

「地方自治はわが国の統治構造の一つであって、地方自治がそれ自体絶対的価値をもつものではない。最初から国家の存在を予定している相対的観念であり、地方自治の本質は、その固有性にあるのではなく国家とともに相対的に発展する生成性にある。」

・地方自治自然権説（林田和博）

「地方自治権は個人における基本権と同様に、人類の多年に亘る自由獲得の努力の成果として、現在および将来の国民に対して不可侵の権利として信託されたものである。」

・地方自治社会権説（佐藤功）

「地方自治の本旨とは、将来もなお根強く残るであろうと予想される官僚的中央集権主義への抗争を期待された概念であり、またその根拠を示したものである。」

2. 1960年代に多数説とされた成田頼明の自治制度保障説

「地方自治は国家と対立・緊張関係にたつものではなく、国家とともに国民の福祉向上のために国家の主権から発する公権力を国から独立して各地域において、国から侵されずに自己の責任の下に行使する一つの公の制度として、憲法はその意義を尊重して保障したもので、結社の自由や私的自治を保障したのではない。」

・自治幹部（秋本敏文）の自治権論争無意味論

「地方自治の役割は国とともにそれぞれ適切に機能を果たすというパートナーであり、国家承認説か自治固有権説かの論争は自治制度保障説で決着がついた」

3. 1970年代の成田頼明の反省と松下圭一の市民自治の憲法理論

・成田

「自治制度保障の理論が、一面において自治権の最低限の保障を求めたものであるが、国の新しい中央集権の中でも自治権の防御的な性格のものであり、他面において権利制約的な方向に作用する危険性をもっていたことを否定できない。」

・松下

「自治体は社会的分権に止まることなく、憲法的意義を持つ市民自治機構であり、それ自体憲法機構なのである。自治体は分節政治システムのなかで、法の支配、権力の分立とならんで、基本的な憲法機構として位置づけられる。」

公の制度として、憲法はその意義を尊重して保障したもので、結社の自由や私的自治を保障したのではない。」とする。田中二郎説からみると「国から侵されずに自己の責任の下に行使する」と地方自治のより自主的・積極的意義について述べている。

この説に対して、当時の自治省幹部の論文は、これで自治権論争は無意味になったとして「地方自治の役割は国とともにそれぞれ適切に機能を果たすというパートナーであり、国家承認説か自治固有権説かの論争は自治制度保障説で決着がついた」と書いている。1960年代では、この成田頼明の自治制度保障説が、学会でも地方自治体の中でも多数説となった。

しかし、こうした成田説も国が地方自治制度を作り、その制度を尊重し充実させ発展させる責任が国にあるということであり、地方自治体は国家の主権から発する公権力を自己の責任で行使する団体だということになる。自治省は自治権論争をこれで終わりとしたが、この説は地方自治体に対する国の優位性を認めたものであり、この説を基にした国に中央集権化を進めていく根拠を提供することになった。

1960年代半ばに入ると、強化される中央集権化の状況をふまえて成田頼明教授は前説について、「自治制度保障の理論が、一面において自治権の最低限の保障を求めたものであるが、国の新しい中央集権の中でも自治権の防御的な性格のものであり、他面において権利制約的な方向に作用する危険性をもっていたことを否定できない。」と、自分の説は結局は国の優位性を認めることとなり、中央集権体制をさらに加速させることに使われたという反省の意味を込めた論文に書いている。

70年代に入って新しい自治理論が提示された。松下圭一教授による新しい地方自治理論として『市民自治の憲法理論』である。その

主旨は、「自治体は社会的分権に止まることなく、憲法的意義を持つ市民自治機構であり、それ自体憲法機構なのである。自治体は分節政治システムのなかで、法の支配、権力の分立とならんで、基本的な憲法機構として位置づけられる。」というものである。つまり、地方自治というのは憲法機構であり、中央政府と自治体とは対等な関係であるということである。GHQ草案のいう「憲章を制定する権利を奪うことなかるべし」という理念が松下理論のなかにみることができる。

こうして戦後の地方自治の本質論の経緯をたどってみると、今日課題となっている地方分権改革の基本的な原理は、自治固有権説、ないし松下理論によって初めてなりたつものであることが理解できよう。

戦後の自治労運動や自治研集会は、地方自治の本旨の具体化、法律の範囲内での条例の制定の枠をいかに乗り越えるかという運動であったといえる。1960年代には自治体改革や地域民主主義の重要性が叫ばれ、1963年になると横浜市に革新自治体が生まれた。その後、全国に多数の革新自治体が生まれ、独自の行政が行われてきた。

革新自治体の基本的姿勢は、第一に問題の所在を住民に公開する直接民主主義で、市民参加により問題を運動化していくことである。第二に、法的な権限がなくても住民の問題を解決するためには、行政としてやるべきことはやるという「権限なき行政」の展開である。第三に、地方自治や住民を無視した国に対して政策の転換を求めていくことである。市民外交を展開し国際問題に対しても国に発言してきた。こうした革新自治体の運動が、地方自治の本旨の本来の意味を具体化し、さらに法律の範囲内で条例を制定するという94条の制約を乗り越えていくということにつながってきた。

Ⅲ 運動化と制度化の連携による独自政策の展開過程

－法令の空白・不備・低水準を超えて－

ここでは、自治体における運動化と制度化の連携による独自政策の展開過程をモデルにして述べることにしたい。まず、地域のなかで問題が発生すると、住民と問題を発生させた企業などとの間にトラブルが生じる。住民も行政も問題の発生原因者と争うことになる。しかし、それを解決するための法的な権限は、自治体には与えられていないことの方が多い。にもかかわらず、行政は住民のためになんとか解決策を考えて実行しなければならない。

そこで自治体は独自に解決するための基準を提示して、発生原因者との間で協定を結ぶというやり方が考えだされる。例えば、根岸湾の電源開発や東京電力の発電所の建設に対して、横浜市が全国に先駆けて行った公害対策の横浜方式である。法的権限のなかった横浜市は住民の反対運動を背景に電力会社と交渉し、その当時の国の法律を上回る規制基準を提示し、厳しい交渉のうえ公害防止協定を結ぶことに成功した。この協定方式は横浜市から始まり、権限のないことに悩む全国の自治体に広がっていった。

また、川崎市や川西市では宅地の乱開発に対して開発業者との間に公共用地や公共空間の確保を行うなど、宅地開発規制の協定を結んだ。67年に横浜市では東急の田園都市開発について、厳しい交渉を経たうえで公共用地提供の協定を結んだ。

このような協定行政の動きに対して、その協定がどのような法的効力があるのかが議論になった。その当時これは単なる紳士協定であり、法的拘束力はないとした学者もいた。しかし、法律の裏付けの議論よりも、住民と行政の共同

の運動のなかで、企業に対して協定を守らせることが実際の効果を担保していた。

とはいうものの、いつまでも協定方式という行政のやり方では限界がある。そこで、単独の企業やある特定の分野についての協定ではなく、要綱として行政の内部に制度化し、一般化していこうということになる。横浜市では、田園都市線沿線の公共用地提供の協定からさらに進んで、協定を宅地開発要綱に格上げし、市内全域、すべての企業に適用することとした。公害防止についても協定から指導要綱に格上げされた。その他、まちづくりの景観保護要綱、ラブホテルやマンションの規制要綱などが行政のなかにシステム化され、協定行政から要綱行政へと発展させた。今日でも市民参加要綱や学校開放要綱など多様な要綱行政が多くの自治体でおこなわれている。

しかし、要綱止まりではそれほど効力がない。行政の恣意的判断で要綱は作られたこともあり、法的な裏付けや議会の裏付けがないためである。企業から無視されたり、抵抗も強くなってきた。要綱行政を法的な根拠をもたせるためには、条例にする必要がある。条例にするには、地方議会の議決を得る必要があり、条例となって初めて行政執行の根拠を得るわけである。

しかし、要綱から条例化するには、非常に難しい問題がある。憲法第94条で法律の範囲内で条例を制定できるとあり、法律の範囲を超えた条例を制定してはいけないことになっているため、その内容は勿論だが議会が拒否反応を示すことが多いからだ。

要綱から条例にするには、相当な根拠が必

資料

運動化と制度化の連携による独自政策の展開過程

—法令の空白・不備・低水準を越えて—

問題の発生→問題の原因者と住民・行政の課題認識

1. 解決の模索→問題の原因者と住民・行政の交渉
2. 協定の締結→自治体と原因者と協定締結、住民との自主的協定
例（横浜市・東京都の公害防止協定）
（川崎市・川西市・横浜市の宅地開発規制の協定）
（建築物や環境をめぐる自治体・住民との協定）
3. 協定から行政指導要綱・規定として内部に制度化
例（宅地開発指導要綱）（公害防止指導要綱）
（マンション・ラブホテル・日照指導要綱など）
（まちづくり景観保護要綱）
（市民参加要綱・規定）（学校開放要綱・規定）
4. 要綱から課題別の独自条例化へ—上乘せ・横出しの恒常化
例（東京都公害防止条例）
（情報公開条例・プライバシー保護条例）
（市民参加条例）（住民投票条例）
（各種まちづくり条例・環境保護条例などの全国化）
5. 課題別条例から自治基本条例・自治体憲章制定へ
例（ニセコ町の自治基本条例）
（川崎市自治基本条例）
（高槻市・八幡市市民憲章）
6. 国の政策に対する自治体からの提言・反論・抵抗
例（北見市の住民税減税）
（区長準公選制・教育委員準公選制）
（釧路市の自衛艦入港拒否・神戸市の核兵器搭載艦船の入港拒否）
（革新市長会・非核都市自治体会議）
（大牟田市電気税訴訟）
（横浜市の米軍戦車輸送ストップ）
（朝鮮籍国籍書き換え）
（外国人指紋押捺制度の停止）
（自衛隊募集事務の停止）
（法人市民税の超過課税・自主課税権の拡大）

要になるが、その突破口を開いたのが、昭和44年に東京都公害防止条例の議会での可決である。これは、東京都が協定から公害防止要綱にしたものをさらに条例としたのである。この条例は、その当時の公害に関する国の法律の基準に上乘せ・横出したものである。立法の趣旨をさらに充実させようとするもので、国もこの条例制定を認めざるを得なかった。これがきっかけとなり、その後、全国で国の基準を超える条例の制定が行われるようになった。こうして、憲法第94条の法律の範囲内であることを打ち破って、国の政策の変更と、法令の基準のレベルアップを迫っていくこととなった。

こうした戦後の自治体の実践が、地方自治の本旨の具体化や憲法第94条の制約を乗り越え、また憲法第8章の内容を自治体の立場から具体化してきたのである。

横浜市が宅地開発要綱を制定したときに、建設省は横浜市はいつから独立国家になったのかと叱ってきた。横浜市は、市民の生活を守るために国がしっかりしないから自治体がこのようなことをしなければならないのだと反論したものである。

このように、協定→要綱→条例と発展させてきたが、現在は個別条例から、自治基本条例・自治体憲章を制定しようとする先駆的自

治体が全国に生まれている。例えば、ニセコ町の自治基本条例や、川崎市の自治基本条例、高槻市・八幡市の市民憲章などがある。単に心覚えの憲章ではなく、具体的に自治体とは何をなすべきかということ自ら定めているのである。

このような背景には、国の政策に対する自治体の抵抗や政策提起が数多くなされている。例えば、北見市の住民税減税、区長準公選制・教育委員準公選制、釧路市の自衛艦入港拒否・神戸市の核兵器搭載艦船の入港拒否、革新市長会・非核都市自治体会議、摂津市の補助金超過負担訴訟、大牟田市電気税訴訟、横浜市の米軍戦車輸送ストップ、朝鮮籍国籍書き換え、外国人指紋押捺制度の停止、自衛隊募集事務の停止、法人市民税の超過課税・自主課税権の拡大など、国の政策に対して自治体側が意見を出すだけでなく行動をもって抵抗してきた。これらの自治固有権の中に言われている国の中央集権に対して、自治体が抵抗する権利があるという理論具体化である。

戦後60年の努力と実践が、曖昧だとされる地方自治の本旨を正しく具体化し、また憲法の範囲内で条例をとる制約を乗り越えてきた。今日、先駆的自治体はそこまで到達しているのである。

IV いま第8章を改正する必要があるか

最後に憲法第8章の改正の必要性について私の考えを述べておきたい。

まず、日本国憲法は、アメリカの押しつけ憲法であると言われるが、日本人は60年にわたってこの憲法を守り抜き、それを実践する努力をしてきたのであって、その重みを考えると、現憲法はすでに日本人自身のもの

となっているという自信と誇りを持つべきだと思う。

憲法第8章に関していうと、憲法調査会のなかで地方分権の理念を明確にすべきだとか、道州制を盛り込むべきであるとか、自民党のなかでは地方分権の内容を入れるべきではないという議論がなされている。

また、住民自治と地方分権を進める立場から、市民の研究グループから第8章の条文について改正の具体的な提案もされている。いわゆる「創憲」である。私はその提案の内容に賛成である。しかし、いずれの議論や立場にしても、第8章の改正を改憲の動機とする必要はないと考える。もしも、現在の改憲の流れのなかで第8章を改正することとなると、いまの改憲の状況と力関係からいうと、地方自治の本旨は自治固有権説や憲法機構としての自治ではなく、田中二郎の自治制度保障説の内容に逆戻りする危険の方が高いと考えられる。まして憲法第9条の改正のみちづれにする必要はないと考える。

憲法は国家のあるべき理念を示すべきもので、細かく規定すればするほど良いというものではない。憲法の示す道はその時代の国民の運動のなかで具体化していくものであると考える。

改憲の議論より、地方分権改革と三位一体改革を確かなものにし、その上でどうしても

憲法上の制約があるならば、将来、十分な議論をふまえて創憲のあり方を考えていいのではないか。むしろ、戦後の地方自治と地方分権の確立を阻害してきたのは、憲法の地方自治の本旨が明確でないからではなく、中央各省の官僚による統制と集権による弊害ではないのか。

実際に地方自治をこと細かく束縛しているのは地方自治法であって、それを改正することが先だと考える。それには、現在の地方自治法を地方分権の理念をふまえた地方自治基本法に改編し、地方自治法に盛り込まれている細部の規定については、それぞれの自治体の自治基本条例や自治憲章の制定にゆずるべきだと思う。そのことによって、多様な自主的・自立的な地方分権の理念を担う自治体が生まれてくるはずである。戦後60年の歴史を経て、現にそうした方向を目指す自治体が、全国にたくさん生まれてきていることを忘れてはならない。



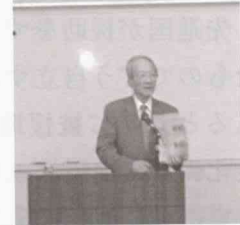
オープニング集会の様子

2005年度地方分権システム研究会（2005年6月24日）

21世紀社会経済の主要課題と自治体再構築

（講演要旨メモ）

神奈川県名誉教授 清水 嘉治



I. 21世紀社会経済の主要課題

1. 何が問題なのか

1990年代以降、新しい激動の時代が始まっている。世界企業を軸に各国の社会経済のグローバル化が進展している。その結果、先進国と途上国の間のみならず先進国・中進国・途上国の内部でさまざまな格差構造が表面化している。この格差構造は、ヨーロッパの一部を除いて大きな政策課題になっている。この課題に多面的に対応しなければならない時代にある。

2. 20世紀・超激動の100年

20世紀前半は主としては第1次、第2次世界大戦を始めとした帝国間の覇権獲得と植民地支配と民族独立運動のからんだ戦争の歴史であり、後半は主として米・ソの対立と共存の時代であり、89年のソ連・東欧の旧体制崩壊後は原則的に米国・EU・日本・中国中心の協調体制にあり、世紀移行期には、国連を軽視した米国中心の巨大軍事力を背景とした「自由」と「民主」という名の帝国支配の体制にあった。だが、同時にそれに対するフランス、ドイツ、中国、ロシア、非同盟諸国の相対化の時代に入りつつある。こうしたこ

とを念頭において21世紀社会経済の主要課題を述べた上で、自治体再構築について考えることとする。

3. 21世紀社会経済の基本課題

第1には、一切の戦争を防止することである。そのためには、国連の平和と安全保障の原理を踏まえて、EU、アジア、中東、北米、ラテンアメリカ、アフリカなど地域ごとに安全保障体制を確立する必要がある。これには、それぞれの地域の人々が自分たちの平和の外交政策、世界的戦略、経済的・文化的戦略についての展望をもち、国家間、地域間、市民間の対等・平等の関係を重視し国際平和と地域平和を構築することにある。

第2には、地球環境の危機をすべての国・地域・企業・自治体・家庭から取り除くためにどうするかである。当面京都議定書を遵守することであり、とくにCO₂を多面的に削減することである。つまり、地球温暖化防止など地球環境の保全、創造をどのように実現していくかである。

第3には、すべての社会・経済のシステム、組織制度を再点検し、自由、透明、公正、自立、参加の原理に基づいて運用し、活性化することである。たとえば、国際的企業中心のグローバル化による国際貿易だけでなく、

途上国と先進国の各市民による公正貿易を積極的に推進することにある。

第4には、グローバル化のなかで世界経済の所得格差構造の拡大にどう対応するかである。とくに途上国が自立するためには、先進国が援助をするだけでなく、援助したものでどう自立するかというノウハウを与えると同時に被援助国自身の共同経営化、工業化による雇用増大など多面的な政策を展開していくことにある。

第5には、2020年の世界経済の勢力配置はどうかである。近年の人口増加により、ブラジル、ロシア、インド、インドネシア、中国の勢力の割合が大きくなることが予想される。このことから、これらの国々との経済協力、文化交流、技術移転、多角的貿易と投資などの連携を深め、環境保全を前提に相互協力を図る必要がある。

第6には、少子・高齢化問題にどう対応するかである。人口高齢化により労働人口の減少、年金生活者の割合の増加などの課題が生じる。この課題を解決するには、労働力の減少を補ってあまりある生産性の量と質の向上、福祉政策、環境政策を定着するために知力産業などの活性化を必要とする。とくに自治体が高齢者医療、介護、福祉に創造的力量を発揮することにある。

第7には、軍事費の増大を監視し、国連が軍縮への方向に転換する提言を行うことである。今後の外交は軍縮を中心にすべきである。とくに日本は憲法9条を軸にアジア外交・国連外交を展開すべきだ。

第8には、資源「危機」の克服のために国連の監視と公的利用の優先政策をどうするかである。途上国は資源の確保のために、自分たちの資源は自分たちで管理し、先進国による乱掘的な資源開発を厳しく管理する必要がある。国連は「新国際経済秩序宣言」(互惠・対等・参加・資源主権など)を具体化するこ

とにある。

第9には、世界の構造変動のなかでEU統合と市民権の保障を見守り、各国も学ぶべきである。具体的には、労働権や生存権を連帯で保障することである。EUでは国、自治体間の対等、平等の関係を法的に保証している。また、EUと加盟国との補完性の原理は対等に権限を尊重することにある。この論理は国と自治体の関係にもあてはまる。市民権もその関係で位置づけるべきだ。

第10には、地域・日本・世界を連動して思考する軸とは何かである。地域本来の方針の項目について自ら内容を定義することと、日本の政策とがどのように連関性をもっているか、さらにそのことが国際的にどのように通用するかという連関思考軸を持つことによつて分権の内実化を提言することができる。

II 自治体の再構築の基本を考える

1. 分権改革の中身を豊富化できるか

地方財政の危機は、国家財政の膨大な赤字の押しつけと自治体改革の中央依存の体質の中で生まれた。今後国に対して財源移譲を求めると同時に自らも住民と共に地方財政改革に専念し、分権改革の中身を豊富化し、原点に戻り再考し実行する必要がある。

2. 財政危機と三位一体の対応をどう考えるか

政府は、分権改革において中央の財政システムを変えないで地方にその負担を押しつけている。このことから、地方自治体は長・議員・職員・市民などの下からの行財政の分権改革の提言をする必要がある。全国知事会や市町村議会、自治労などが提起している分権改革を実現し、地方のニーズに基づく三位一体改革を具体化することにある。同時に各自治体は住民主権の立場に立って自らも厳しい

改革を具体化すべきである。

3. 平成の大合併は創造的自治能力を発揮できるのか

下からの個性的な自治能力を発揮できるような合併に切り替えていく必要がある。今後は水、道路、人件費など自治体が直面するさまざまな問題について、改めて一つずつ改革していく必要がある。住民・議会・長・専門家による住民主権の自治体作りを多面的に図っていくことにある。

4. 財政赤字の危機克服としての「歳出減と増税策」の問題点

職員などの人件費削減や市民の負担増が問題となっている。そこで、地域市民、地球市民としての自治体改革、地方分権改革を具体的に展開する必要がある。

例えば、第1に各自治体職員の財務に対する行政政策実行指数などを示し、職員一人あたり120～150名を受け持つ能力範囲を示し、税制改革の指数にすることがあげられる。国と地方でサービスのあり方や無駄な支出、非効率な支出などを点検する。

第2に、公共サービスの内容について、行政・市民・事業者との共同経営を真剣に図ることである。「官から民へ」という指定管理者制度、市場化テストは利益優先に追われ、市民サービスが軽視され、反住民、反福祉になる恐れがあるため、再検討した方がよいと考える。むしろ、税金を使用し下からの新しい住民主体の共同経営を図っていく必要がある。

第3に、地方財政改革への市民参加、市民と自治体・自治体職員と行政と議会の対等な共同作業、地域市民の自治管理のあり方、自治体経営のあり方（自前のカネで公共サービスの再構築を行う）、財政改革の参加主体と決定主体との関係（例、市民税1%の基金で納税者が選ぶNPOの仕事へ）、従来の参加の総

点検と新しい市民権の確立などを考える必要がある。

以上のように、地方自治体の再構築の中身は、国際的、アジア的、国家的、国民的、地域的な連帯の思考で足元の改革のための問題提起をする必要がある。※

※ なお詳しくは清水嘉治『激動する世界経済—21世紀の重要課題—』（新評論,01年版）、『新EU論』（同上,02年）、清水論文「財政危機の構造と三位一体の性格」（『月刊自治研』04年7月号）をみられたい。

本稿は、2005年度通常総会（2005年6月24日）後の地方分権システム研究会において、清水嘉治神奈川大学名誉教授が行った「21世紀社会経済の主要課題と自治体再構築」の報告内容と配布要旨を講演要旨メモとして編集部がまとめ、報告者が加筆、修正したものである。

2005年度県内自治研センター交流会 開催報告

2005年6月14日
於、藤沢市職員会館

2005年6月14日(火)に藤沢市職員会館にて、2005年度県内自治研センター交流会が開催された。交流会は、神奈川県地方自治研究センター早坂公幸専務理事の主催者挨拶の後に佐藤潔自治労神奈川県本部書記長、地元として黒岩博巳藤沢自治研センター理事長それぞれの挨拶を受けた。

その後に、横浜地方自治研究センター、川崎地方自治研究センター、藤沢自治研センター、相模原自治研センター、神奈川県地方自治研究センター、横須賀地方自治研究センターの順に各自治研センターの取り組み報告が行われた。

休憩を挟み、藤沢市福祉健康部福祉推進課の小野秀樹課長補佐から「藤沢市の福祉行政の現状と課題について」報告をいただき、その後、質疑・意見交換において活発な議論が行われた。

小野秀樹氏の報告要旨を掲載します。

藤沢市の福祉行政の現状と課題について

藤沢市福祉健康部福祉推進課 課長補佐 小野 秀樹

1. 「地域」を考える時代に

藤沢市では、人口3万人のエリアを1単位とし、そこに1つの市民センター・公民館という拠点施設を設置し、その拠点施設を中心に地域性を考慮し地区割がされている。現在の藤沢市には、この地区が13地区設定されており、各地区のなかで、再度地域をテーマに子育て支援、生活環境、交通安全などに関する権限や予算を組み立てることを行政改革のなかで模索したらよいのではないかという案が出ている。

福祉分野においては、地域福祉が重要なテーマとなっていることから、地域を考える必要

性があるものの、地域の定義がされていない現状がある。地域の定義の議論がないと、地域分権や町内分権の際の地域性が題目に過ぎなくなってしまうため、第3次行革のためにも地域についての議論が重要である。

2. 「地域」とは何なのでしょう

介護保険制度の改正において地域包括支援センターの設置が盛り込まれている。このセンターは、生活圏域ごとに設置することとされており、政府案では中学校区単位程度のエリアとされている。しかし、実際に生活圏域とは何なのかという定義づけはされておらず、生活圏域としての「地域」の議論が必要である。

次に、施設に入所していても「地域」のなかで生活することが前提となる必要がある。そこで、介護保険制度の改正による小規模多機能型、地域密着型サービスが重要になってきており、在宅という認識のなかで施設を考えていかなければならない。

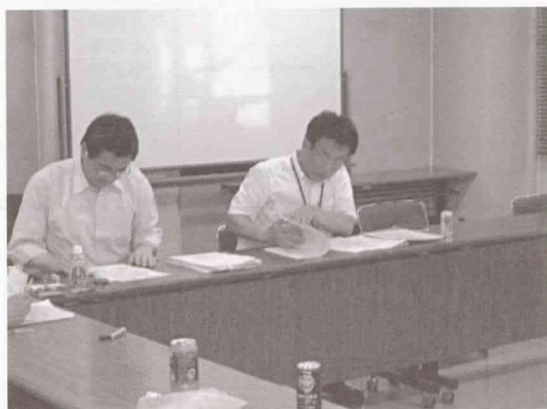
そして、人と人が「地域」で関係しあえることが必要である。そのためには、町内会、自治会、地区社会福祉協議会などの地域団体を中心とした地域での関係づくりが重要である。

さらに、セーフティーネットとして、在宅介護支援センターのような相談機能が「地域」に必要である。これは、ささいなことでも相談できる機能や、専門性が高いことを相談することが可能な多様性が必要である。

3. 「地域」を考えるうえでの課題

地域福祉のニーズ（サービス）と担い手についてどうすべきであるか。つまり、地域におけるニーズについて、行政や社会福祉法人が公共的にサービス提供を行うべきか、地域においてNPO団体や市民事業、ボランティアなどの協働において補うべきであるかということについて考える必要がある。

まず、国、県及び市町村が担うエリアとして、制度・政策づくり、専門的な相談があり、行政、社会福祉法人等が担うエリアとして専門的な相談・サービス提供機能があげられる。



報告する小野課長補佐（写真右）

そして、NPO、市民事業等(組織的なボランティア活動)が担うエリアとして、非営利活動が担う協働、ボランティア活動が担うエリアとして身近な存在としての活動、自治会、地区社協、地区民協（市民センター等の事務局）の地域活動が担うエリアとして、地域社会（コミュニティ）考えられ、これらが地域福祉のイメージ概念となる。

4. 藤沢市における市民センターの役割

藤沢市の市民センターの機能には、証明書の発行や、税金や年金などのルーチン業務があり、公民館職員、地域団体の職員を合わせて10名程度が在駐している。また、地区の福祉の窓口があり、職員を2名配置している。窓口では、年間で5万件を超える経由事務を行っている。

藤沢市の行政改革の骨子は、この市民センターを軸に地域性と地域分権とそのなかでの完結型で実施したいとしている。そこで、市民センターには、行政サービスの窓口や地域をまとめるコーディネーター役を重視して職員を配置すると、第3次行革としての目玉になるのではないかと。

一方で、現在問題となっているのは、地域での高齢者と障害者の防災の対応についてである。現在、藤沢市には高齢者のみの世帯が約8000世帯ある。各センターごとに高齢者の名簿を用意し、安否確認をする計画を作成中であるが、現在センターにはその役割を担う人間はいない。そこで、地域のなかでのネットワークづくりを本庁ではなく地域の顔が見える市民センターの職員やその代表者を中心として形成していく必要がある。

このことが、地域分権や町内での分権を行うための最低限の基盤としての地域であり、これをふまえて第3次行革にいう地域分権が進んでいくべきである。地域についての議論

をせずに、地域分権ということで地域から意見があげ、それを政策に反映させるべきとしても、実現化は困難であるといえる。

葉山元藤沢市長が発想した13地区で地域をつくるといった歴史は、大都市ではなかなかないであろう地域性が地域福祉計画で語る以前から藤沢のなかではもともと根付いている。

地域福祉計画においては、地域性を大切な資源として再度スポットを当てる作業をした。そして、今回の行革において再度スポットが当たることとなるため、各部局からのレポート提出をすることとなっている。

このような動向から、今後も地域性についてさらに議論を行っていきたいと考えている。

藤沢地方自治研究叢書 I 発刊される

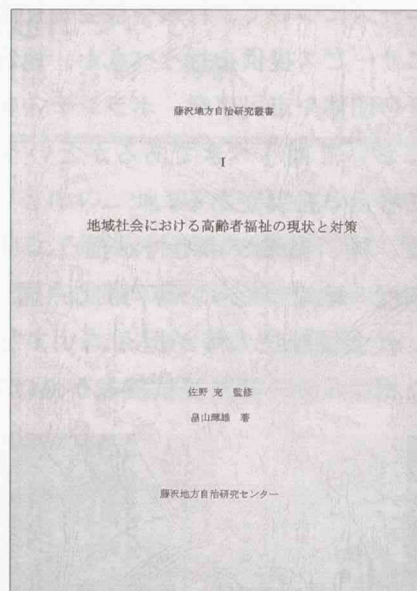
2005年3月に藤沢地方自治研究叢書 I 「地域社会における高齢者福祉の現状と対策」(佐野充監修、畠山輝雄著)が藤沢自治研センターより発行された。内容は、藤沢市の介護保険サービスを中心とした高齢者福祉サービスの現状について、空間的視点および地域特性を考慮し分析している。また、神奈川県および藤沢市の高齢者福祉に関するデータベースも掲載されている。

藤沢自治研センターとしては初めての叢書の発刊であり、内外から注目されている。

☆本書をご希望の方は以下にお問い合わせください☆

- ・ 藤沢地方自治研究センター
〒251-0054 藤沢市朝日町1-1
TEL 0466-23-5711
- ・ (社)神奈川県地方自治研究センター
〒232-0022 横浜市南区高根町1-3
神奈川県地域労働文化会館4階
TEL 045-251-9721

定価：一冊1000円



平成17年度市町村普通交付税の交付額決定 ～神奈川県分の解説～

総務省は、平成17年度の地方自治体への普通交付税の配分額をまとめた普通交付税大綱を7月27日に発表した。

都道府県分において神奈川県は約1,208億5,200万円と算定され、前年度比19.1%の減少であった。

市町村分においても県内37市町村の総額が約466億3,800万円と算定され、前年度比25.0%の大幅な減少となった。特に、開成町の77.5%減、座間市の51.1%減、横須賀市の29.7%減、横浜市の26.3%減と大幅減が目立っている。また、茅ヶ崎市、綾瀬市、大井町が不交付団体となり、県内では22団体が不交付団体となった。茅ヶ崎市は8年ぶり、綾瀬市は9年ぶり、大井町は4年ぶりの不交付団体となった。これらは、景気回復による法人市民税が増収されたことが原因である。

反対に、不交付団体が交付団体になった市

町村はなく、普通交付税が増額された市町村は、逗子市の32.5%増を筆頭に真鶴町、湯河原町、松田町、山北町、三浦市、二宮町とわずかである。これらの市町は、人口減少地域に多く見られる。つまり、人口減少による税収減と高齢化による福祉サービス等の需要増が影響しているものと考えられる。

また、臨時財政対策債発行可能額の都道府県分において、神奈川県は約780億2,000万円と算定され、前年度比29.8%減となった。

さらに、市町村分の臨時財政対策債発行額と普通交付税交付額を足した実質交付税額は約1,416億7600万円となり、前年度比31.3%減となった。

今後も交付税総額の削減が行われることから、来年度以降の普通交付税額の減額が見込まれている。

表 平成17年度市町村別普通交付税交付決定額

市名	平成17年度	平成16年度	平成17年度	増減率 C/B(%)	町村名	平成17年度	平成16年度	平成17年度	増減率 C/B(%)
	交付決定額 A	交付決定額 B	増減額 C=A-B			交付決定額 A	交付決定額 B	増減額 C=A-B	
横浜市	30,468	41,327	△ 10,859	△ 26.3	葉山町	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	寒川町	-	-	-	-
横須賀市	7,063	10,046	△ 2,983	△ 29.7	大磯町	-	-	-	-
平塚市	-	-	-	-	二宮町	651	649	2	0.3
鎌倉市	-	-	-	-	中井町	-	-	-	-
藤沢市	-	-	-	-	大井町	-	171	△ 171	皆減
小田原市	-	-	-	-	松田町	556	537	19	3.5
茅ヶ崎市	-	62	△ 62	皆減	山北町	627	611	16	2.6
逗子市	269	203	66	32.5	開成町	62	275	△ 213	△ 77.5
相模原市	-	-	-	-	箱根町	-	-	-	-
三浦市	1,702	1,671	31	1.9	真鶴町	548	522	26	5.0
秦野市	-	-	-	-	湯河原町	796	761	35	4.6
厚木市	-	-	-	-	愛川町	-	-	-	-
大和市	-	-	-	-	清川村	-	-	-	-
伊勢原市	-	-	-	-	城山町	471	549	△ 78	△ 14.2
海老名市	-	-	-	-	津久井町	862	873	△ 11	△ 1.3
座間市	853	1,744	△ 891	△ 51.1	相模湖町	833	839	△ 6	△ 0.7
南足柄市	-	-	-	-	藤野町	877	892	△ 15	△ 1.7
綾瀬市	-	449	△ 449	皆減	県計	46,638	62,181	△ 15,543	△ 25.0

Topics・トピックス・とびっくす

【公務員に関する動き】

「市場化テスト法（仮称）」の骨子案を9月27日に発表。17年度中の国会提出、平成18年度中の導入をめざす。（編集部）

規制改革・民間開放推進会議（規制改革会議）は、9月27日に「市場化テスト法（仮称）」の骨子案を決定した。要旨は以下のとおり。

1. 「市場化テスト」の本格的導入による官業の徹底的な民間開放

(1) 内容・意義：・「民でできるものは民へ」の具体化や公共サービスの質の維持向上・経費の削減等を図るための手法。・官の世界に競争原理を導入し、官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方を変えるもの。
(2) 本格的導入に向けた今後の取組：「市場化テスト」の平成18年度からの本格的導入に向けて、以下を基本的枠組とした一本の法律（「公共サービス効率化法（市場化テスト）案

仮称）」を平成17年度中に策定し、国会に提出すべき。①基本的構成・目的②「基本方針」に関する事項③官民競争入札の実施に関する事項④規制の特例措置に関する事項⑤「第三者機関」に関する事項⑥その他。対象と規制改革会議は、今後、年末に最終答申を策定する予定。

2. 官業の民間開放の推進

(1) 国が実施している事務・事業 (2) 行政代行法人（「特別の法律により設立される民間法人」）(3) 独立行政法人について平成17年度で検討された事務・事業についてさらに検証し、民間開放を推進する。

総選挙後、公務員の総人件費削減、定員純減方針の動き強まる（編集部）

総選挙の自民党圧勝をうけて、公務員の総人件費削減の動きが急速に具体化している。国家公務員の賃金引き下げについては、本年度の人事院勧告（8月15日）で既に0.36%引き下げ（06年度から基本給水準の4.8%削減、「地域給与」の導入等）の方向が出されている。公務員の定員削減をめぐるっては、次のとおり具体的な動きがはじまっている。9月26日、小泉首相の施政方針演説で「公務員の純減目

標を設定し、総人件費の削減を実行」。9月27日、経済財政諮問会議は「国家公務員の人件費について、今後10年以内に名目GDP比で半減」、「今後5年間で国家公務員（郵政を除く68.7万人）の定員を5%純減」。9月28日、人勤取扱いの閣議決定にあたって「総人件費削減の基本方針にそって国家公務員の定員について純減する方針とあわせて、地方公務員の定員についても純減をもとめている（「新地

方行革指針」では、05年度から5年間で過去の削減実績である4.6%以上の純減が求められている)。10月4日、政府は「定員合理化計画」を次のとおり閣議決定した。「2005年度から2009年度までに定員を約2万8千人削減」。

減」。10月6日、自民党(行政改革推進本部)は「国・地方あわせて10年で2割純減(当初案は15年で3割目標であったが、小泉首相の指示で変更。これが達成されると10年間で約80万人が削減)」。

「地域手当」支給地域が明らかに。神奈川県はじめ30都道府県、383市町村が対象。県内市町村にも影響か。(編集部)

総務省は、国家公務員に06年度から導入をめざしている「地域手当」を地方公務員に適用した場合、支給地域について30都道府県、383市区町村になると公表した。

この「地域手当」は、基本給を約5%引き下げられるのにもない「大都市などでの国と民間の給与格差を是正することを目的に、3から18%の6区分で地域手当を支給するというもの。なお、これにもない、現行支給されている調整手当は廃止される。

総務省は地方公務員について、国に準じて次年度から導入するよう条例の改正をふくめて求めている。

一方、自治労(全日本自治団体労働組合)は、「地域手当」の導入は、一部の自治体を除いて「地方公務員の給与引き下げと地方交付税の圧縮に止まらず、中小・地場労働者と地域経済に大きな打撃を与えるもの」として導入反対を方針化している。

【神奈川県内】

15%：鎌倉市、逗子市、厚木市。12%：横浜市、川崎市、海老名市。10%横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、伊勢原市。6%：平塚市、秦野市、座間市、葉山町。3%：小田原市、三浦市、綾瀬市、大磯町、二宮町、城山町。

【神奈川県の動き】

神奈川県／県自治基本条例懇話会の初会合が開かれる(神奈川新聞10月6日)

10月6日(木)県庁内で、「神奈川県自治基本条例検討懇話会」の初会合が開催された。この懇話会は、神奈川県が制定をめざしている自治基本条例について、条例の意義、必要性、内容などを検討することを目的に設置された。なお、委員は10人で座長には新藤宗幸(千葉大学法経学部教授)が選出された。今後1年程度かけて検討し、結果を知事に提出することになっている。

【委員】

井上浄二(愛川町総務部長)、大住莊四郎(関東学院大学教授)、大山礼子(駒澤大学教授)、柏木教一(連合神奈川副事務局長)、金井利之(東京大学助教授)、酒井寿治(神奈川経営者協会理事)、志村吉一(平塚市企画部長)、新藤宗幸(千葉大学教授)、谷本有美子(NPO法人まちづくり情報センターかながわ理事)、常岡孝好(学習院大学教授)

「水源環境税」が県議会でようやく可決。2007年度から実施。(編集部)

昨年来、神奈川県が導入をめざしていた、いわゆる「水源環境税」が10月5日の神奈川県議会本会議で可決・成立した。この税は、水源地域の森林整備等12事業にあてられるこ

とになっており、個人県民税に上乗せする方式で徴収し、納税者一人あたりの平均負担額は950円で、総額では約38億円になる見込み。実施は2007年度。

【自治体労働組合の動き】

自治労定期大会が鹿児島市で開催。2006—7年度運動方針はじめ活発な論議。新委員長に岡部謙治氏が新任。(自治労新聞／9月11・21日合併号)

8月24日から27日にかけて鹿児島県で開催された全日本自治団体労働組合(略称自治労)の第回定期大会において、2006—07年度運動方針はじめ「全水道・都市交等地公三単産との組織統合」、「全国一般との組織統合」等の議案についてすべて可決し、新委員長に岡部謙治氏(前副委員長・福岡県本部)を選出し

て閉会した。大会においては、憲法改正問題や公務員給与引き下げ問題、規制改革・民間委託問題、組織統合問題などについて活発な討論が行われた。

【自治労本部三役】

委員長 岡部謙治、副委員長 植本眞砂子・君島一字・笠見猛、書記長 金田文夫

第55回自治労神奈川県本部定期大会が開かれる。2006年度運動方針など全議案を決定。平本彰男委員長(再任)はじめ新役員を選出。(編集部)

10月6日から7日、藤沢市市民会館で第55回自治労神奈川県本部定期大会が開催された。大会では、「2006年度運動方針」はじめ「05賃金確定闘争(『地域給与問題等])」、「指定管理者制度等規制改革問題」、「反戦・平和闘争(米軍再編成問題や原子力空母の母港化問題)」、「政治闘争—総選挙総括や民主党との関係」等について活発な討論が行われ、全議案が可決された。また、新役員選挙が行われ平本彰男

委員長(再任)以下新役員が選出された。

【自治労神奈川県本部三役】

委員長 平本彰男(横浜) 副委員長 千葉信夫(綾瀬)・早坂公幸(横須賀)・副島義博(七沢リハ)・多田昭彦(川崎) 書記長 佐藤潔(公企労)

*今号から、地方自治等に関する様々な話題・情報を、編集部でまとめお届けします。

編集後記

本号は、本年5月の第41回地方自治研究神奈川集会（オープニング集会）、6月の2005年度地方分権システム研究会、同月の2005年度県内自治研センター交流会の講演録が中心となりました。内容に関しては、憲法改正問題、自治体再構築、福祉行政と多分野に富んでおります。

9月には衆議院選挙も終了し、日本では激動の政治、社会となっていくものと思われます。今後は、郵政改革、年金問題だけではなく多種多様、細部にわたる分野において議論をし、対策をした上で改革をしていって欲しいものです。

また、本号では初の試みとして、財政データ等の解説、地方自治関連のトピックスを掲載しました。今後も地方自治関連の情報提供を充実させていきたいと考えておりますので、会員の方々からのご要望をお待ちしております。（畠山輝雄）

2005年10月30日

自治研かながわ月報第90号(2005年10月号, 通算154号)

発行所	社団法人 神奈川県地方自治研究センター
発行人	横山桂次 編集人 勝島行正 定価1部 500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表) FAX 045(251)3199
	http://kjk.gpn.co.jp/ E-mail:kjk@gpn.co.jp
振替口座	中央労働金庫横浜支店 1195174 横浜銀行 横浜市中支店 0709629

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月600円のどちらかを選び、1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎045 (251) 9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・120～150ページ定価650円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。